

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年2月9日

【四半期会計期間】 第10期第3四半期(自平成22年10月1日至平成22年12月31日)

【会社名】 株式会社セブン銀行

【英訳名】 Seven Bank, Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 二子石 謙輔

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目6番1号

【電話番号】 03 - 3211 - 3041

【事務連絡者氏名】 取締役常務執行役員企画部長 舟竹 泰昭

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区丸の内一丁目6番1号

【電話番号】 03 - 3211 - 3041

【事務連絡者氏名】 取締役常務執行役員企画部長 舟竹 泰昭

【縦覧に供する場所】 株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

		平成21年度 第3四半期 累計期間 (自平成21年 4月1日 至平成21年 12月31日)	平成22年度 第3四半期 累計期間 (自平成22年 4月1日 至平成22年 12月31日)	平成21年度 第3四半期 会計期間 (自平成21年 10月1日 至平成21年 12月31日)	平成22年度 第3四半期 会計期間 (自平成22年 10月1日 至平成22年 12月31日)	平成21年度 (自平成21年 4月1日 至平成22年 3月31日)
経常収益	百万円	68,169	64,457	22,528	21,310	88,830
経常利益	百万円	24,551	22,059	8,181	7,083	30,407
四半期純利益	百万円	14,496	13,046	4,891	4,194	
当期純利益	百万円					17,953
持分法を適用した場合の 投資利益	百万円					
資本金	百万円			30,503	30,503	30,503
発行済株式総数	株			1,220,027	1,220,027	1,220,027
純資産額	百万円			106,492	113,985	109,939
総資産額	百万円			574,180	603,726	502,782
1株当たり純資産額	円			87,214.28	94,512.91	90,039.83
1株当たり四半期純利益 金額	円	11,882.22	10,705.44	4,009.31	3,449.47	
1株当たり当期純利益 金額	円					14,716.01
潜在株式調整後1株当 たり四半期純利益金額	円	11,879.31	10,699.86	4,008.03	3,447.03	
潜在株式調整後1株当 たり当期純利益金額	円					14,712.13
1株当たり配当額	円	2,450	2,600			5,200
自己資本比率	%			18.53	18.85	21.84
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	63,066	74,447			30,527
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	7,674	12,815			10,518
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	6,405	9,061			6,405
現金及び現金同等物 の四半期末(期末)残高	百万円			329,576	346,762	294,192
従業員数	人			322	322	329

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりません。
2. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
3. 持分法を適用した場合の投資利益につきましては、関連会社が存在しないため記載しておりません。
4. 第3四半期累計期間に係る1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、「1 四半期財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
5. 自己資本比率は、(期末純資産の部合計 - 期末新株予約権)を期末資産の部合計で除して算出しております。
6. 当社は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、第3四半期会計期間に係る損益関係指標については、「第5 経理の状況」の「2 その他」中、「(1) 第3四半期会計期間に係る損益計算書、セグメント情報及び1株当たり四半期純損益金額等」の「損益計算書」にもとづいて掲出しております。
なお、第3四半期会計期間に係る1株当たり情報の算定上の基礎は、同「1株当たり四半期純損益金額等」に記載しております。

2 【事業の内容】

当第3四半期会計期間において、当社が営む事業の内容に重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当第3四半期会計期間において、関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

当社の従業員数

平成22年12月31日現在

従業員数(人)	322 [231]
---------	-----------

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であります(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。また、役員、嘱託社員、派遣スタッフ、パート社員は除く)。
2. 従業員数の[外書]は、1日8時間、月間163時間換算による臨時従業員の当第3四半期会計期間における平均人員を概数で記載しております。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

2 【事業等のリスク】

当第3四半期会計期間において、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項は発生しておりません。また、第9期有価証券報告書（平成22年6月18日提出）に記載した「事業等のリスク」に重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の締結は行われておりません。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

以下の記載における将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1)業績の状況

経営成績に関する分析

（当期間の経営成績）

当第3四半期会計期間におけるわが国の景気は、緩やかに回復しつつあるものの、企業収益回復の鈍化により改善の動きに一服感が出ております。また、個人消費は持ち直し基調が見られたものの、一部の財に駆け込み需要の反動がみられます。

こうした環境の下、当第3四半期会計期間の当社業績は、経常収益21,310百万円、経常利益7,083百万円、四半期純利益4,194百万円となりました。

	前第3四半期会計期間（百万円）	当第3四半期会計期間（百万円）	増減率（％）
経常収益	22,528	21,310	5.4
経常利益	8,181	7,083	13.4
四半期純利益	4,891	4,194	14.2

・ A T Mサービス

当第3四半期会計期間も、セブン&アイHLDGS、グループ内外への新規A T M設置や利用件数の多いセブン-イレブン店舗へのA T M増設を引き続き推進し、A T Mをご利用いただくお客さまの利便性向上に努めました。この結果、A T M設置台数は15,104台になりました。この間のA T M1日1台当たりの平均利用件数は113.4件（前第3四半期会計期間比2.0%減）、総利用件数は156百万件（同3.0%増）になりました。

なお、平成22年12月末現在の提携金融機関数は、新規提携等により前事業年度末比11社増加し566社（注）になりました。

（注）J Aバンク及びJ Fマリンバンクについては、業態としてそれぞれ1つとしております。

・ 金融サービス

平成22年12月末現在、個人のお客さまの口座数は851千口座（前事業年度末比9.7%増）となりました。また、個人向けローンサービスの契約件数は7千件（同180.9%増）となりました。

財政状態に関する分析

（資産、負債及び純資産の状況）

総資産は、603,726百万円となりました。

このうちA T M運営のために必要な現金預け金が346,762百万円と過半を占めております。この他、主に為替決済、日本銀行当座貸越取引の担保として必要な有価証券残高が89,563百万円、提携金融機関との一時的な立替金であるA T M仮払金が116,236百万円となっております。

負債合計は、489,741百万円となりました。

このうち主なものは預金であり、その残高（譲渡性預金を除く）は299,338百万円となっております。このうち、個人向け普通預金残高が100,748百万円、定期預金残高は70,236百万円となっております。

純資産合計は、113,985百万円となりました。

このうち利益剰余金は54,125百万円となっております。また、信託方式による市場買付けにより自己株式を取得し、その残高は2,534百万円となっております。

	前事業年度末 (百万円) (A)	当第3四半期会計期間末 (百万円) (B)	増減(百万円) (B)-(A)
総資産	502,782	603,726	100,944
負債	392,843	489,741	96,898
純資産	109,939	113,985	4,045

国内業務部門収支

当第3四半期会計期間の資金運用収支は前第3四半期会計期間比41百万円増加し 395百万円、役務取引等収支は同1,277百万円減少し18,642百万円、その他業務収支は同18百万円増加し 0百万円となりました。

種類	期別	金額(百万円)
資金運用収支	前第3四半期会計期間	437
	当第3四半期会計期間	395
うち資金運用収益	前第3四半期会計期間	106
	当第3四半期会計期間	92
うち資金調達費用	前第3四半期会計期間	544
	当第3四半期会計期間	488
役務取引等収支	前第3四半期会計期間	19,919
	当第3四半期会計期間	18,642
うち役務取引等収益	前第3四半期会計期間	22,395
	当第3四半期会計期間	21,189
うち役務取引等費用	前第3四半期会計期間	2,475
	当第3四半期会計期間	2,547
その他業務収支	前第3四半期会計期間	19
	当第3四半期会計期間	0
うちその他業務収益	前第3四半期会計期間	
	当第3四半期会計期間	
うちその他業務費用	前第3四半期会計期間	19
	当第3四半期会計期間	0

(注) 国際業務部門の収支はありません。また、特定取引収支はありません。

国内業務部門役務取引の状況

当第3四半期会計期間の役務取引等収益は、A T M関連業務20,378百万円及び為替業務134百万円等により合計で前第3四半期会計期間比1,205百万円減少し21,189百万円となりました。役務取引等費用は、支払為替手数料を含めて同71百万円増加し2,547百万円となりました。

種類	期別	金額(百万円)
役務取引等収益	前第3四半期会計期間	22,395
	当第3四半期会計期間	21,189
うち預金業務	前第3四半期会計期間	14
	当第3四半期会計期間	14
うち為替業務	前第3四半期会計期間	127
	当第3四半期会計期間	134
うちA T M関連業務	前第3四半期会計期間	21,629
	当第3四半期会計期間	20,378
役務取引等費用	前第3四半期会計期間	2,475
	当第3四半期会計期間	2,547
うち為替業務	前第3四半期会計期間	56
	当第3四半期会計期間	58
うちA T M関連業務	前第3四半期会計期間	2,414
	当第3四半期会計期間	2,478

(注) 国際業務部門の役務取引はありません。

国内業務部門預金残高の状況

預金の種類別残高(末残)

種類	期別	金額(百万円)
預金合計	前第3四半期会計期間	244,651
	当第3四半期会計期間	299,338
うち流動性預金	前第3四半期会計期間	183,291
	当第3四半期会計期間	197,989
うち定期性預金	前第3四半期会計期間	61,030
	当第3四半期会計期間	101,116
うちその他	前第3四半期会計期間	329
	当第3四半期会計期間	231
譲渡性預金	前第3四半期会計期間	44,300
	当第3四半期会計期間	35,690
総合計	前第3四半期会計期間	288,951
	当第3四半期会計期間	335,028

- (注) 1. 国際業務部門の預金残高はありません。
2. 流動性預金 = 普通預金
3. 定期性預金 = 定期預金

国内業務部門貸出金残高の状況

業種別貸出状況(残高・構成比)

業種別	平成21年12月31日		平成22年12月31日	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
個人			428	100.00
法人				
合計			428	100.00

- (注) 国際業務部門の貸出金残高はありません。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期会計期間における現金及び現金同等物は、346,762百万円となりました。各キャッシュ・フローの状況とそれらの増減要因は、以下のとおりであります。

営業活動によるキャッシュ・フローは、主に預金の増加額62,081百万円、譲渡性預金の増加額34,580百万円等の増加要因が、A T M未決済資金の増加額39,678百万円、借入金の減少額10,800百万円等の減少要因を上回ったことにより33,905百万円の収入となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、主に有価証券の取得による支出19,095百万円、金銭の信託の増加による支出5,029百万円、ソフトウェア取得による支出1,980百万円等が、有価証券の償還による収入19,000百万円、金銭の信託の減少による収入2,538百万円を上回ったことにより5,012百万円の支出となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、剰余金の配当による支出3,172百万円及び自己株式の取得による支出2,534百万円により5,706百万円の支出となりました。

	前第3四半期会計期間 (百万円)(A)	当第3四半期会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)-(A)
営業活動による キャッシュフロー	57,289	33,905	23,383
投資活動による キャッシュフロー	3,690	5,012	1,321
財務活動による キャッシュフロー	2,989	5,706	2,717
現金及び現金同等物の 四半期末残高	329,576	346,762	17,186

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期会計期間において、当社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた問題はありませぬ。

(4) 研究開発活動

該当事項はありませぬ。

第3 【設備の状況】

1 主要な設備の状況

当第3四半期会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2 設備の新設、除却等の計画

第2四半期会計期間末に計画中であった重要な設備計画のうち、当第3四半期会計期間に完了したものは次のとおりであります。

店舗名 その他	所在地	設備の内容	投資額 (百万円)	完了年月
本店他	東京都千代田区他	A T Mソフトウェア	2,090	平成22年12月
本店他	東京都千代田区他	A T M現金管理ソフトウェア	761	平成22年12月

(注) 上記の金額には消費税及び地方消費税を含んでおりません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	4,880,000
計	4,880,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成22年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年2月9日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	1,220,027	1,220,027	大阪証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式。単元株制度は採用していません。
計	1,220,027	1,220,027		

(注) 大阪証券取引所(JASDAQ市場)は、平成22年10月12日付で同取引所へラクレス市場及びNEO市場とともに、新たに開設された同取引所JASDAQに統合されており、同日以降の上場金融商品取引所は大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)であります。

(2) 【新株予約権等の状況】

(イ)平成20年6月18日 第7回定時株主総会決議及び同日開催の取締役会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	157 (注)1.
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	157 (注)2.
新株予約権の行使時の払込金額	株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに新株予約権の目的となる株式数を乗じた金額とする。
新株予約権の行使期間	平成20年8月13日から 平成50年8月12日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1株当たり236,480円 資本組入額 1株当たり118,240円
新株予約権の行使の条件	(注)3.
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4.

- (注)1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数(以下、「付与株式数」という)は、1株とします。
2. 当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとします。
- 調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率
- また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転(以下、総称して「合併等」という)を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができます。ただし、以上までの調整により生じる1株未満の端株は切捨てるものとします。
3. (1) 新株予約権者は、当社取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができるものとします。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとします。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記(3)の契約に定めるところによります。
- (3) その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当て契約」に定めるところによります。
4. 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以下、総称して「組織再編成行為」という)をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編成対象会社」という)の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合において、募集新株予約権は消滅するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。
- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
組織再編成行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。
- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とします。
- (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数とします。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編成後の行使価額に、新株予約権の目的である株式の数に乗じて得られる金額とします。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
「新株予約権の行使期間」欄に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、同欄に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。
- (6) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。
- (7) 新株予約権の行使の条件
「新株予約権の行使の条件」欄に準じて決定します。

- (8) 再編成対象会社による新株予約権の取得事由
以下に準じて決定します。
当社は、新株予約権者が「新株予約権の行使の条件」欄の権利行使の条件に該当しなくなった等により権利を行使し得なくなった場合又は権利を放棄した場合、新株予約権を無償で取得することができるものとし、
当社は、以下の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができるものとし、
a. 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
b. 当社が分割会社となる会社分割契約または会社分割計画承認の議案
c. 当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案
新株予約権者が新株予約権割当て契約の条項に違反した場合当社は新株予約権を無償で取得することができるものとし、
- (9) 上記表中は、平成20年7月18日の取締役会決議により一部修正された内容となります。

(口) 平成20年6月18日開催の取締役会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	21 (注) 1 .
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	21 (注) 2 .
新株予約権の行使時の払込金額	株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに新株予約権の目的となる株式数を乗じた金額とする。
新株予約権の行使期間	平成20年8月13日から 平成50年8月12日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1株当たり236,480円 資本組入額 1株当たり118,240円
新株予約権の行使の条件	(注) 3 .
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4 .

- (注) 1 . 新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下、「付与株式数」という）は、1株とします。
2 . 当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとします。
調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率
また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以下、総称して「合併等」という）を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができます。ただし、以上までの調整により生じる1株未満の端株は切捨てるものとします。
3 . (1) 新株予約権者は、当社執行役員の地位を喪失した日（新株予約権者が当社の取締役に就任した場合は取締役の地位を喪失した日）の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができるものとします。
(2) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとします。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記(3)の契約に定めるところによります。
(3) その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当て契約」に定めるところによります。
4 . 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以下、総称して「組織再編成行為」という）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合において、募集新株予約権は消滅するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。
(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
組織再編成行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。
(2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とします。

- (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数とします。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編成後の行使価額に、新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とします。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
「新株予約権の行使期間」欄に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、同欄に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。
- (6) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。
- (7) 新株予約権の行使の条件
「新株予約権の行使の条件」欄に準じて決定します。
- (8) 再編成対象会社による新株予約権の取得事由
以下に準じて決定します。
当社は、新株予約権者が「新株予約権の行使の条件」欄の権利行使の条件に該当しなくなった等により権利を行使し得なくなった場合又は権利を放棄した場合、新株予約権を無償で取得することができるものとします。
当社は、以下の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができるものとします。
a. 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
b. 当社が分割会社となる会社分割契約または会社分割計画承認の議案
c. 当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案
新株予約権者が新株予約権割当て契約の条項に違反した場合当社は新株予約権を無償で取得することができるものとします。
- (9) 上記表中は、平成20年7月18日の取締役会決議により一部修正された内容となります。

(八) 平成21年7月10日開催の取締役会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	171 (注)1.
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	171 (注)2.
新株予約権の行使時の払込金額	株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに新株予約権の目的となる株式数を乗じた金額とする。
新株予約権の行使期間	平成21年8月4日から 平成51年8月3日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1株当たり221,862円 資本組入額 1株当たり110,931円
新株予約権の行使の条件	(注)3.
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4.

- (注)1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下、「付与株式数」という）は、1株とします。
2. 当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとします。
調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率
また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以下、総称して「合併等」という）を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができます。ただし、以上までの調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。
3. (1) 新株予約権者は、当社取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができるものとします。
(2) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとします。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記(3)の契約に定めるところによります。

- (3) その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当て契約」に定めるところによります。
4. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以下、総称して「組織再編成行為」という）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合において、募集新株予約権は消滅するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。
- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
組織再編成行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。
 - (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とします。
 - (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数とします。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編成後の行使価額に、新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とします。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
「新株予約権の行使期間」欄に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、同欄に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。
 - (6) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。
 - (7) 新株予約権の行使の条件
「新株予約権の行使の条件」欄に準じて決定します。
 - (8) 再編成対象会社による新株予約権の取得事由
以下に準じて決定します。
当社は、新株予約権者が「新株予約権の行使の条件」欄の権利行使の条件に該当しなくなった等により権利を行使し得なくなった場合又は権利を放棄した場合、新株予約権を無償で取得することができるものとします。
当社は、以下の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができるものとします。
a. 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
b. 当社が分割会社となる会社分割契約または会社分割計画承認の議案
c. 当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案
新株予約権者が新株予約権割当て契約の条項に違反した場合当社は新株予約権を無償で取得することができるものとします。

(二) 平成21年7月10日開催の取締役会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	38 (注) 1 .
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	38 (注) 2 .
新株予約権の行使時の払込金額	株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに新株予約権の目的となる株式数を乗じた金額とする。
新株予約権の行使期間	平成21年8月4日から 平成51年8月3日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1株当たり221,862円 資本組入額 1株当たり110,931円
新株予約権の行使の条件	(注) 3 .
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4 .

- (注) 1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数(以下、「付与株式数」という)は、1株とします。
2. 当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとします。
- 調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率
- また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転(以下、総称して「合併等」という)を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当ての条件等を助案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができます。ただし、以上までの調整により生じる1株未満の端株は切捨てるものとします。
3. (1) 新株予約権者は、当社執行役員の地位を喪失した日(新株予約権者が当社の取締役役に就任した場合は取締役の地位を喪失した日)の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができるものとします。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとします。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記(3)の契約に定めるところによります。
- (3) その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当て契約」に定めるところによります。
4. 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以下、総称して「組織再編成行為」という)をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編成対象会社」という)の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合において、募集新株予約権は消滅するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。
- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
組織再編成行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。
- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とします。
- (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を助案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数とします。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編成行為の条件等を助案のうえ、調整した再編成後の行使価額に、新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とします。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
「新株予約権の行使期間」欄に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、同欄に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。
- (6) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。
- (7) 新株予約権の行使の条件
「新株予約権の行使の条件」欄に準じて決定します。
- (8) 再編成対象会社による新株予約権の取得事由
以下に準じて決定します。
- 当社は、新株予約権者が「新株予約権の行使の条件」欄の権利行使の条件に該当しなくなった等により権利を行使し得なくなった場合又は権利を放棄した場合、新株予約権を無償で取得することができるものとします。
- 当社は、以下の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができるものとします。
- a. 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
b. 当社が分割会社となる会社分割契約または会社分割計画承認の議案
c. 当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案
- 新株予約権者が新株予約権割当て契約の条項に違反した場合当社は新株予約権を無償で取得することができるものとします。

(ホ) 平成22年7月9日開催の取締役会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	423 (注) 1 .
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	423 (注) 2 .
新株予約権の行使時の払込金額	株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに新株予約権の目的となる株式数を乗じた金額とする。
新株予約権の行使期間	平成22年8月10日から 平成52年8月9日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1株当たり139,824円 資本組入額 1株当たり69,912円
新株予約権の行使の条件	(注) 3 .
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4 .

- (注) 1 . 新株予約権1個当たりの目的となる株式数(以下、「付与株式数」という)は、1株とします。
2 . 当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転(以下、総称して「合併等」という)を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができます。ただし、以上までの調整により生じる1株未満の端株は切捨てるものとします。

- 3 . (1) 新株予約権者は、当社取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができるものとします。
(2) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとします。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記(3)の契約に定めるところによります。
(3) その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当て契約」に定めるところによります。
- 4 . 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以下、総称して「組織再編成行為」という)をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編成対象会社」という)の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合において、募集新株予約権は消滅するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。
- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
組織再編成行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。
- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とします。
- (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数とし、ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編成後の行使価額に、新株予約権の目的である株式の数に乗じて得られる金額とします。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
「新株予約権の行使期間」欄に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、同欄に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。
- (6) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (7) 新株予約権の行使の条件
「新株予約権の行使の条件」欄に準じて決定します。

(8) 再編成対象会社による新株予約権の取得事由

以下に準じて決定します。

当社は、新株予約権者が「新株予約権の行使の条件」欄の権利行使の条件に該当しなくなった等により権利を行使し得なくなった場合又は権利を放棄した場合、新株予約権を無償で取得することができるものとします。

当社は、以下の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができるものとします。

- a. 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- b. 当社が分割会社となる会社分割契約または会社分割計画承認の議案
- c. 当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案

新株予約権者が新株予約権割当て契約の条項に違反した場合当社は新株予約権を無償で取得することができるものとします。

(へ) 平成22年7月9日開催の取締役会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	51 (注) 1 .
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	51 (注) 2 .
新株予約権の行使時の払込金額	株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに新株予約権の目的となる株式数を乗じた金額とする。
新株予約権の行使期間	平成22年8月10日から 平成52年8月9日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1株当たり139,824円 資本組入額 1株当たり 69,912円
新株予約権の行使の条件	(注) 3 .
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4 .

(注) 1 . 新株予約権1個当たりの目的となる株式数(以下、「付与株式数」という)は、1株とします。

2 . 当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転(以下、総称して「合併等」という)を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができます。ただし、以上までの調整により生じる1株未満の端株は切捨てるものとします。

3 . (1) 新株予約権者は、当社執行役員の地位を喪失した日(新株予約権者が当社の取締役に就任した場合は取締役の地位を喪失した日)の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができるものとします。

(2) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとします。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記(3)の契約に定めるところによります。

(3) その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当て契約」に定めるところによります。

4 . 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以下、総称して「組織再編成行為」という)をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編成対象会社」という)の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合において、募集新株予約権は消滅するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

組織再編成行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

(2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とします。

- (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数とします。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編成後の行使価額に、新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とします。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
「新株予約権の行使期間」欄に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、同欄に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。
- (6) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。
- (7) 新株予約権の行使の条件
「新株予約権の行使の条件」欄に準じて決定します。
- (8) 再編成対象会社による新株予約権の取得事由
以下に準じて決定します。
当社は、新株予約権者が「新株予約権の行使の条件」欄の権利行使の条件に該当しなくなった等により権利を行使し得なくなった場合又は権利を放棄した場合、新株予約権を無償で取得することができるものとします。
当社は、以下の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができるものとします。
a. 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
b. 当社が分割会社となる会社分割契約または会社分割計画承認の議案
c. 当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案
新株予約権者が新株予約権割当て契約の条項に違反した場合当社は新株予約権を無償で取得することができるものとします。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成22年12月31日		1,220,027		30,503		30,503

(6) 【大株主の状況】

大量保有報告書の写しの送付がなく、当第3四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成22年9月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成22年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,220,027	1,220,027	株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式
単元未満株式			
発行済株式総数	1,220,027		
総株主の議決権		1,220,027	

【自己株式等】

平成22年9月30日現在、当社保有の自己株式について該当事項はありませんが、平成22年12月31日現在の当社保有の自己株式は15,636株（発行済株式総数に対する所有株式数の割合1.2%）であります。

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	188,900	186,100	173,300	171,800	169,400	165,500	151,900	157,200	182,700
最低(円)	179,800	152,400	156,100	157,000	157,700	149,300	141,600	145,000	151,300

(注) 平成22年10月11日以前は、大阪証券取引所（JASDAQ市場）におけるもので、平成22年10月12日以降は、大阪証券取引所JASDAQ（スタンダード）におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1. 当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号。以下「四半期財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。
なお、前第3四半期会計期間(自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)及び前第3四半期累計期間(自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)は、改正前の四半期財務諸表等規則に基づき作成し、当第3四半期会計期間(自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)及び当第3四半期累計期間(自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)は、改正後の四半期財務諸表等規則に基づき作成しております。
2. 当社は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、第3四半期会計期間に係る損益計算書、セグメント情報及び1株当たり四半期純損益金額等については、「2 その他」に記載しております。
3. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第3四半期会計期間(自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)及び前第3四半期累計期間(自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)に係る四半期財務諸表について、あずさ監査法人の四半期レビューを受け、当第3四半期会計期間(自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)及び当第3四半期累計期間(自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)に係る四半期財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人の四半期レビューを受けております。
なお、有限責任 あずさ監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成22年7月1日をもってあずさ監査法人から名称変更しております。
4. 当社は子会社等がありませんので、四半期連結財務諸表は作成しておりません。

1【四半期財務諸表】
(1)【四半期貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第3四半期会計期間末 (平成22年12月31日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成22年3月31日)
資産の部		
現金預け金	346,762	294,192
コールローン	10,000	20,000
金銭の信託	2,490	-
有価証券	² 89,563	² 89,410
貸出金	¹ 428	¹ 126
前払年金費用	46	77
未収収益	7,586	7,106
A T M仮払金	116,236	61,763
その他資産	² 1,376	² 1,116
有形固定資産	³ 10,069	³ 11,257
無形固定資産	18,456	16,648
繰延税金資産	748	1,211
貸倒引当金	37	129
資産の部合計	603,726	502,782
負債の部		
預金	299,338	208,708
譲渡性預金	35,690	10,300
コールマネー	-	² 13,300
借入金	21,200	31,000
社債	90,000	90,000
A T M仮受金	35,107	25,775
その他負債	8,312	13,464
賞与引当金	92	294
負債の部合計	489,741	392,843
純資産の部		
資本金	30,503	30,503
資本剰余金	31,742	31,742
利益剰余金	54,125	47,606
自己株式	2,534	-
株主資本合計	113,837	109,851
その他有価証券評価差額金	6	0
評価・換算差額等合計	6	0
新株予約権	154	88
純資産の部合計	113,985	109,939
負債及び純資産の部合計	603,726	502,782

(2)【四半期損益計算書】
【第3四半期累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
経常収益	68,169	64,457
資金運用収益	324	184
(うち貸出金利息)	-	33
(うち有価証券利息配当金)	258	104
役務取引等収益	67,785	64,191
(うちATM受入手数料)	65,483	61,846
その他経常収益	59	82
経常費用	43,617	42,397
資金調達費用	1,681	1,498
(うち預金利息)	265	273
役務取引等費用	7,329	7,596
(うちATM設置支払手数料)	6,792	7,088
(うちATM支払手数料)	351	296
その他業務費用	204	12
営業経費	34,349	33,135
その他経常費用	52	155
経常利益	24,551	22,059
特別利益	-	91
貸倒引当金戻入益	-	91
特別損失	95	136
固定資産処分損	95	5
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	131
税引前四半期純利益	24,456	22,014
法人税、住民税及び事業税	9,568	8,500
法人税等調整額	390	467
法人税等合計	9,959	8,967
四半期純利益	14,496	13,046

(3)【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第3四半期累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前四半期純利益	24,456	22,014
減価償却費	9,435	8,556
貸倒引当金の増減()	51	91
資金運用収益	324	184
資金調達費用	1,681	1,498
有価証券関係損益()	-	137
固定資産処分損益(は益)	95	5
貸出金の純増()減	-	301
預金の純増減()	56,540	90,629
譲渡性預金の純増減()	3,100	25,390
借入金の純増減()	38,000	9,800
コールローン等の純増()減	29,000	10,000
コールマネー等の純増減()	5,000	13,300
普通社債発行及び償還による増減()	30,000	-
A T M未決済資金の純増()減	42,205	45,140
資金運用による収入	501	453
資金調達による支出	1,899	1,687
その他	1,585	1,193
小計	75,846	86,987
法人税等の支払額	12,780	12,540
営業活動によるキャッシュ・フロー	63,066	74,447
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	178,380	178,231
有価証券の売却による収入	-	12
有価証券の償還による収入	177,640	177,499
金銭の信託の増加による支出	-	5,029
金銭の信託の減少による収入	-	2,538
有形固定資産の取得による支出	1,762	2,586
無形固定資産の取得による支出	5,172	7,019
投資活動によるキャッシュ・フロー	7,674	12,815
財務活動によるキャッシュ・フロー		
ストックオプションの行使による収入	0	-
配当金の支払額	6,405	6,527
自己株式の取得による支出	-	2,534
財務活動によるキャッシュ・フロー	6,405	9,061
現金及び現金同等物に係る換算差額	-	-
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	48,986	52,570
現金及び現金同等物の期首残高	280,589	294,192
現金及び現金同等物の四半期末残高	329,576	346,762

【四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

項目	当第3四半期累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)
1. 会計処理基準に関する事項の変更	<p>(1) 資産除去債務に関する会計基準の適用</p> <p>第1四半期会計期間から「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しております。</p> <p>これにより、経常利益は16百万円、税引前四半期純利益は148百万円それぞれ減少しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は247百万円であります。</p>

【簡便な会計処理】

項目	当第3四半期累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)
1. 減価償却費の算定方法	定率法を採用している有形固定資産については、年度に係る減価償却費の額を期間按分する方法により算定しております。
2. 貸倒引当金の計上方法	「破綻先」、「実質破綻先」に係る債権等及び「破綻懸念先」で個別の予想損失額を引き当てている債権等以外の債権に対する貸倒引当金につきましては、中間会計期間末の予想損失率を適用して計上しております。
3. 税金費用の計算	法人税等につきましては、年度決算と同様の方法により計算しておりますが、納付税額の算出に係る加減算項目及び税額控除項目は、重要性の高い項目に限定して適用しております。
4. 繰延税金資産の回収可能性の判断	繰延税金資産の回収可能性の判断につきましては、一時差異の発生状況について中間会計期間末から大幅な変動がないと認められるため、当該中間会計期間末の検討において使用した将来の業績予測及びタックス・プランニングの結果を適用しております。

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

当第3四半期会計期間末 (平成22年12月31日)	前事業年度末 (平成22年3月31日)
<p>1. 貸出金のうち、リスク管理債権は以下のとおりであります。</p> <p>破綻先債権額 延滞債権額 0百万円 3ヵ月以上延滞債権額 貸出条件緩和債権額</p> <p>なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>2. 為替決済、日本銀行当座貸越取引の担保として、有価証券87,419百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち保証金は795百万円であります。</p> <p>3. 有形固定資産の減価償却累計額 31,878百万円</p>	<p>1. 貸出金のうち、リスク管理債権はありません。</p> <p>2. 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 1,199百万円 担保資産に対応する債務 コールマネー 1,100百万円 上記のほか、為替決済、日本銀行当座貸越取引の担保として、有価証券85,916百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち保証金は734百万円あります。</p> <p>3. 有形固定資産の減価償却累計額 27,593百万円</p>

(四半期損益計算書関係)

前第3四半期累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
<p>1. その他経常費用には、貸倒引当金繰入額51百万円を含んでおります。</p>	<p>1. その他経常費用には、株式等売却損137百万円を含んでおります。</p>

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

前第3四半期累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
<p>1. 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位：百万円)</p> <p>平成21年12月31日現在 現金預け金勘定 329,576 現金及び現金同等物 329,576</p>	<p>1. 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位：百万円)</p> <p>平成22年12月31日現在 現金預け金勘定 346,762 現金及び現金同等物 346,762</p>

(株主資本等関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:株)

	当第3四半期 会計期間末株式数
発行済株式	
普通株式	1,220,027
合計	1,220,027
自己株式	
普通株式	15,636
合計	15,636

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の目的 となる株式の種類	新株予約権の目的 となる株式の数(株)	当第3四半期会計 期間末残高(百万円)
当社			154
合計			154

(注) 自己新株予約権は存在いたしません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年5月28日 取締役会	普通株式	3,355	2,750	平成22年3月31日	平成22年6月1日	利益剰余金
平成22年11月5日 取締役会	普通株式	3,172	2,600	平成22年9月30日	平成22年12月1日	利益剰余金

(2) 基準日が当第3四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

4. 株主資本の著しい変動

	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
前事業年度末残高（百万円）	30,503	31,742	47,606		109,851
当第3四半期会計期間末までの変動額（累計）					
剰余金の配当			6,527		6,527
四半期純利益（累計）			13,046		13,046
自己株式の取得				*1 2,534	2,534
当第3四半期会計期間末までの変動額（累計）合計			6,519	2,534	3,985
当第3四半期会計期間末残高（百万円）	30,503	31,742	54,125	2,534	113,837

*1 平成22年11月から同年12月までに信託方式による市場買付により2,534百万円を取得しております。

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

当社は、銀行業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

（追加情報）

第1四半期会計期間から「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号平成20年3月21日）を適用しております。

(金融商品関係)

当第3四半期会計期間末(平成22年12月31日現在)

平成22年12月31日における四半期貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。
なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません。

(単位:百万円)

科目	四半期貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金(＊)	346,761	346,761	
(2) コールローン(＊)	9,992	9,992	
(3) 金銭の信託	2,490	2,490	
(4) 有価証券			
その他有価証券	87,419	87,419	
(5) 貸出金	428		
貸倒引当金(＊)	0		
	427	427	
(6) ATM仮払金(＊)	116,232	116,232	
資産計	563,325	563,325	
(1) 預金	299,338	299,632	294
(2) 譲渡性預金	35,690	35,689	0
(3) 借入金	21,200	21,798	598
(4) 社債	90,000	91,799	1,799
(5) ATM仮受金	35,107	35,107	
負債計	481,335	484,026	2,691

(＊) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、現金預け金、コールローン、ATM仮払金に対する貸倒引当金については、重要性が乏しいため、四半期貸借対照表計上額から直接減額しております。

(注) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。なお、満期のある預け金はありません。

(2) コールローン

約定期間が短期間(1年以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 金銭の信託

短期間(1年以内)の取引で運用されているため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

なお、保有目的ごとの金銭の信託に関する注記事項については「(金銭の信託関係)」に記載しております。

(4) 有価証券

債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(5) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。なお、固定金利によるものはありません。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は四半期会計期間末における四半期貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

(6) A T M仮払金

未決済期間が短期間(1年以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金、及び (2) 譲渡性預金

要求払預金については、四半期会計期間末に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、残存期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 借入金

借入金のうち、固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額(金利スワップの特例処理の対象とされた借入金については、その金利スワップのレートによる元利金の合計額)を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、残存期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。なお、変動金利によるものはありません。

(4) 社債

当社の発行する社債の時価は、市場価格によっております。

(5) A T M仮受金

未決済期間が短期間(1年以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、「(デリバティブ取引関係)」に記載しております。

(有価証券関係)

当第3四半期会計期間末

四半期貸借対照表の「有価証券」を記載しております。

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成22年12月31日現在)

該当事項はありません。

2. その他有価証券で時価のあるもの(平成22年12月31日現在)

	取得原価(百万円)	四半期貸借対照表 計上額(百万円)	差額(百万円)
債券			
国債	85,217	85,207	10
社債	2,212	2,212	0
合計	87,430	87,419	11

(注) 四半期貸借対照表計上額は、当第3四半期会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

(金銭の信託関係)

当第3四半期会計期間末

1. 満期保有目的の金銭の信託(平成22年12月31日現在)

該当事項はありません。

2. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成22年12月31日現在)

	取得原価(百万円)	四半期貸借対照表 計上額(百万円)	差額(百万円)
その他の金銭の信託	2,490	2,490	

(注) 「その他の金銭の信託」は、当社が自己株式を信託方式による市場買付で取得する目的のものであり、当四半期会計期間末における信託財産構成物は預け金であります。

(デリバティブ取引関係)

当第3四半期会計期間末

該当事項はありません。

なお、金利スワップ取引を行っておりますが、いずれもヘッジ会計を適用しておりますので、注記の対象から除いております。

(持分法損益等)

前第3四半期累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当第3四半期会計期間(自平成22年10月1日至平成22年12月31日)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当第3四半期会計期間末(平成22年12月31日現在)

変動の内容及び当第3四半期累計期間における総額の増減は次のとおりであります。

前事業年度末残高(注)	247百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	11百万円
その他増減額(は減少)	3百万円
当第3四半期会計期間末残高	262百万円

(注) 第1四半期会計期間から「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しているため、前事業年度の末日における残高に代えて、第1四半期会計期間の期首における残高を記載しております。

(1 株当たり情報)

1 . 1 株当たり純資産額

		当第 3 四半期会計期間末 (平成22年12月31日)	前事業年度末 (平成22年 3月31日)
1 株当たり純資産額	円	94,512円91銭	90,039円83銭

2 . 1 株当たり四半期純利益金額等

		前第 3 四半期累計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年12月31日)	当第 3 四半期累計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年12月31日)
1 株当たり四半期純利益金額	円	11,882円22銭	10,705円44銭
潜在株式調整後 1 株当たり 四半期純利益金額	円	11,879円31銭	10,699円86銭

(注) 1 株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前第 3 四半期累計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年12月31日)	当第 3 四半期累計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年12月31日)
1 株当たり四半期純利益金額			
四半期純利益	百万円	14,496	13,046
普通株主に帰属しない金額	百万円		
普通株式に係る四半期純利益	百万円	14,496	13,046
普通株式の期中平均株式数	株	1,220,019	1,218,694
潜在株式調整後 1 株当たり 四半期純利益金額			
四半期純利益調整額	百万円		
普通株式増加数	株	299	635
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要			

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

(1) 第3四半期会計期間に係る損益計算書、セグメント情報及び1株当たり四半期純損益金額等

当社は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第3四半期会計期間に係る損益計算書、セグメント情報及び1株当たり四半期純損益金額等については、四半期レビューを受けておりません。

損益計算書

	(単位：百万円)	
	前第3四半期会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
経常収益	22,528	21,310
資金運用収益	106	92
(うち貸出金利息)		15
(うち有価証券利息配当金)	79	65
役務取引等収益	22,395	21,189
(うちATM受入手数料)	21,629	20,378
その他経常収益	26	28
経常費用	14,346	14,227
資金調達費用	544	488
(うち預金利息)	88	88
役務取引等費用	2,475	2,547
(うちATM設置支払手数料)	2,298	2,380
(うちATM支払手数料)	116	98
その他業務費用	19	0
営業経費	11,307	11,186
その他経常費用		4
経常利益	8,181	7,083
特別利益	60	3
貸倒引当金戻入益	60	3
特別損失	2	3
固定資産処分損	2	3
税引前四半期純利益	8,239	7,084
法人税、住民税及び事業税	2,989	2,474
法人税等調整額	358	415
法人税等合計	3,348	2,889
四半期純利益	4,891	4,194

前第3四半期会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
該当事項はありません。	該当事項はありません。

セグメント情報

当社は、銀行業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

1 株当たり四半期純損益金額等

		前第3四半期会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額	円	4,009円31銭	3,449円47銭
潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益金額	円	4,008円03銭	3,447円03銭

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前第3四半期会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額			
四半期純利益	百万円	4,891	4,194
普通株主に帰属しない金額	百万円		
普通株式に係る四半期純利益	百万円	4,891	4,194
普通株式の期中平均株式数	株	1,220,027	1,216,044
潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益金額			
四半期純利益調整額	百万円		
普通株式増加数	株	386	860
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要			

(2) その他

中間配当

平成22年11月5日開催の取締役会において、平成22年9月30日を基準日とする剰余金の配当（第10期の中間配当）につき、次のとおり決議しました。

中間配当金額 3,172百万円

1株当たりの中間配当金 2,600円

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年 2月10日

株式会社セブン銀行
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 小澤 陽一

指定社員
業務執行社員 公認会計士 宮田 世紀

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社セブン銀行の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第9期事業年度の第3四半期会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び第3四半期累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社セブン銀行の平成21年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年2月9日

株式会社セブン銀行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小澤 陽一

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 宮田 世紀

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社セブン銀行の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第10期事業年度の第3四半期会計期間(平成22年10月1日から平成22年12月31日まで)及び第3四半期累計期間(平成22年4月1日から平成22年12月31日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社セブン銀行の平成22年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。